明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六〇）　一
〔省令〕
○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通七四）　四
〔告示〕
○保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（金融庁七四）　五
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三一七～三一九、三一二、三一三）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三二〇）　七
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三二一）　九
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇四八）　一四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同一〇四九）　一四
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（同一〇五〇）　一五
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同一〇五一）　一六
○自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件（環境一二三）　一六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五二

府令

○内閣府令第六十号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第百九十六条第三項の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号第2の生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意1中㉔を㉕とし、㉓の次に次のように加える。

㉔　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下㉔において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第六号第2の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意1中㉑を㉒とし、⑳の次に次のように加える。

㉑　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下㉑において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第六号第3の表記載上の注意1中(5)を(6)とし、(4)の次に次の(5)を加える。

(5)　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下(5)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、中間会計期間において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。